

令和6年度 竹富小中学校いじめ防止基本方針



竹富町立竹富小中学校

## 1 竹富小中学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

竹富町立竹富小中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「竹富小中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが重要である。加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

## 2 いじめ防止対策推進法について

### (1) いじめの定義

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (3) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (4) 「学校組織」の設置

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 3 「いじめ」の判断

#### (1) いじめの判断に際して留意事項

- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ・いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な様態があることを鑑み、それだけに限定しない。(例①：いじめられていても、本人がそれを否定する場合 例②：ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合)
- ・けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

#### (2) 具体的ないじめの様態

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金銭をたかられる
- ⑥ 金銭を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする
- ⑨ 性的いたづらをされる

#### (3) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきと認められたもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図る。

### 4 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめの防止のための取り組み

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに「いじめはしない・させない・見逃さない」態度を育てよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、自分の大切さとともに他者の大切さを認める態度を育てよう努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、個々の児童生徒が活躍できる集団づくりを目指す。(校内研修の充実)
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己存在感を高め、共感的人間関係の構築に努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みになるよう努める。

【いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
確認 話し合い	指導方針 指導画の確認			指導方針 指導画の確認 計画の修正						年度のまとめ 指導画の見直し		
取り組み 未然防止への	いじめ防止対策委員会の実施（情報交換・実態把握）											
	学級・学年 人間関係づくり （遠足）	学校 人間関係づくり （運動会）		学級・学年 人間関係づくり （修学旅行）	学校 人間関係づくり （学習発表会）							
取り組み 早期発見への	心の安全チェックアンケートの実施（月1回）											
	教育 相談 週間		学級評価 アンケート		教育 相談 週間			学級評価 アンケート				

(2) いじめの早期発見のための取り組み

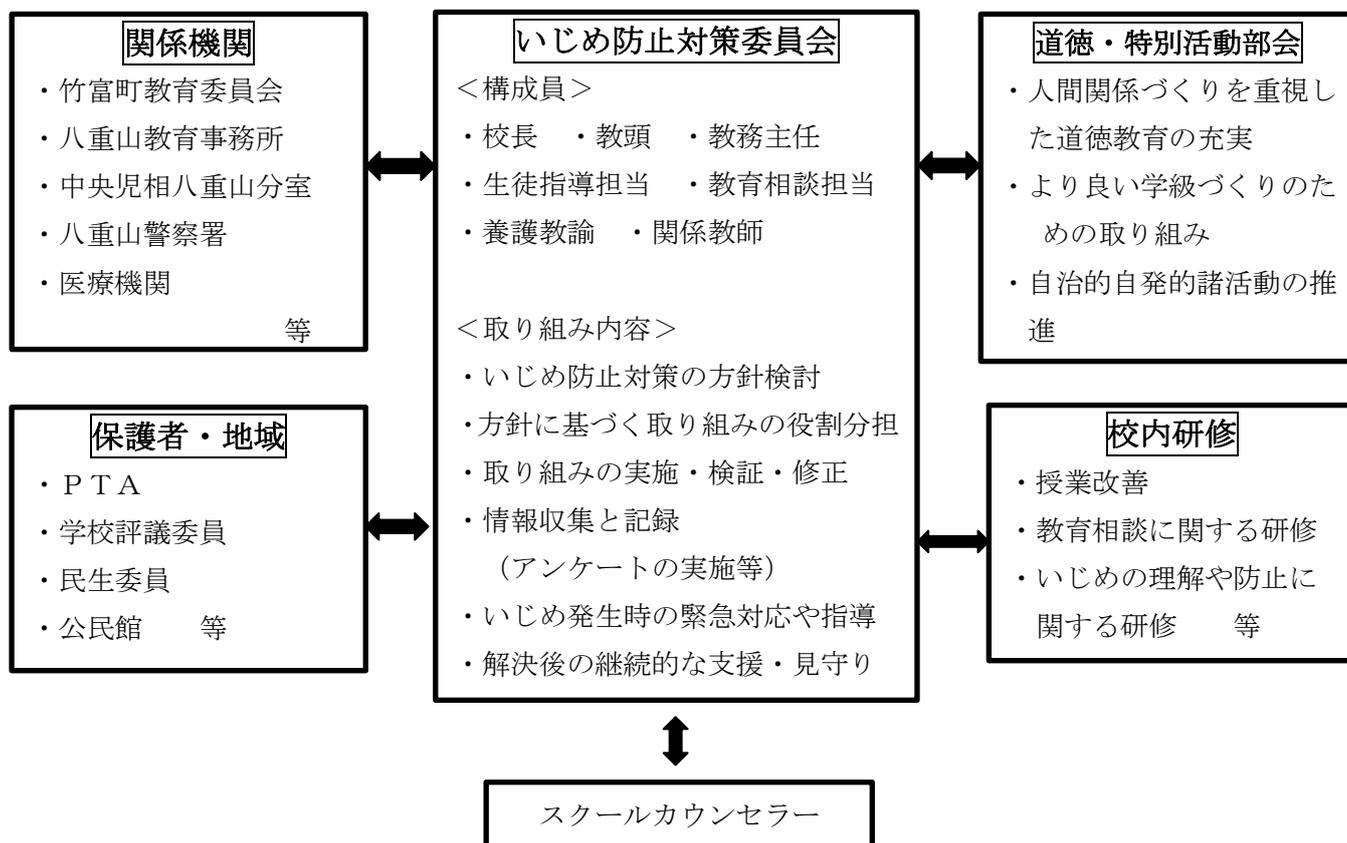
- ・休み時間や放課後の児童生徒の様子、日記等での日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、平素から児童生徒を観察し、見守る。
- ・いじめに関する情報は、どんなにささいな情報（いたずら・悪口など）であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向けて迅速に取り組む。
- ・定期的・臨時的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童生徒が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・スクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備する。

(3) いじめが発生したときの対応

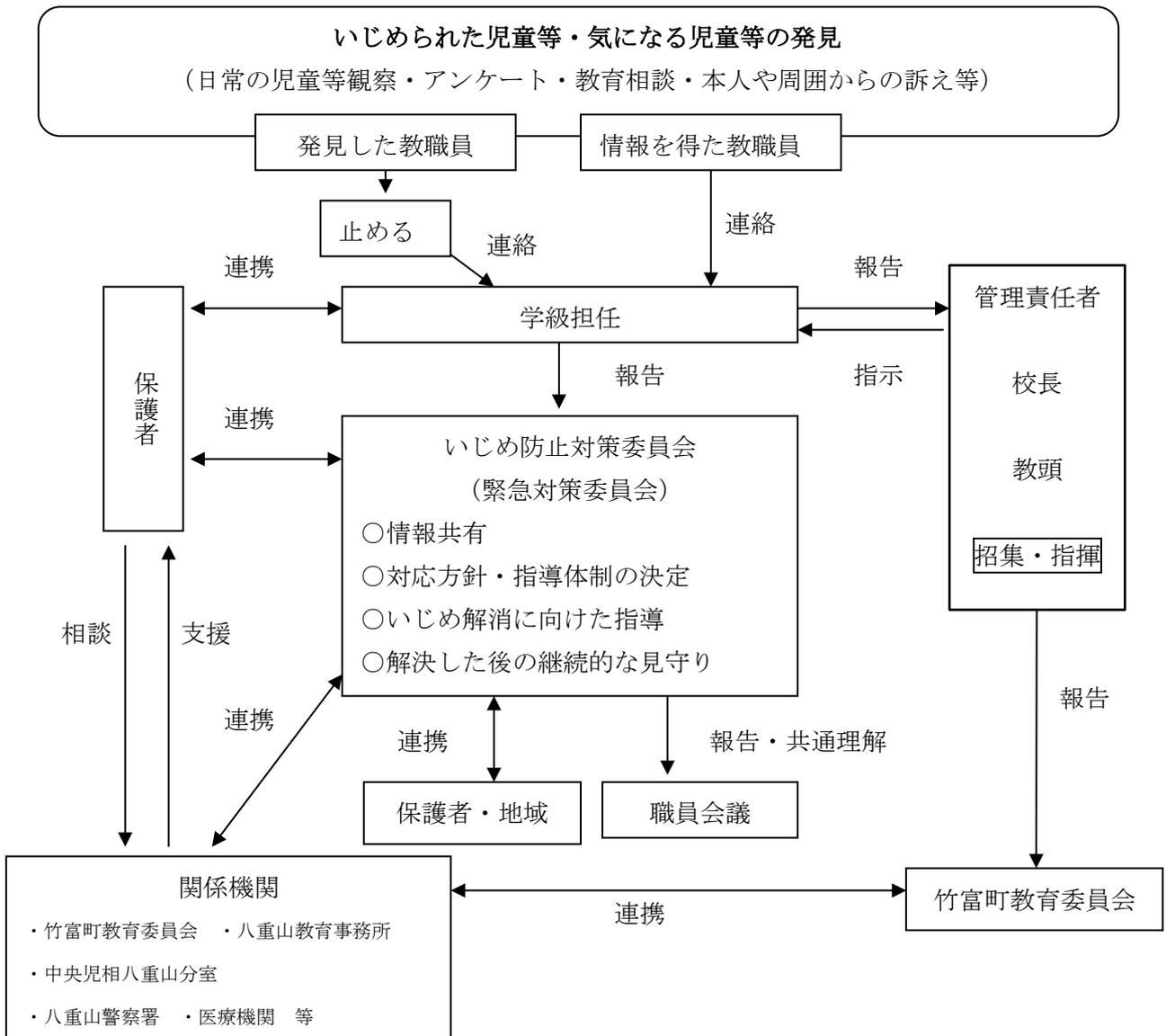
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で速やかに行方を止める。
- ・児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果についていじめられた児童生徒といじめた児童生徒それぞれの保護者に連絡する。また、速やかに竹富町教育委員会に報告する。
- ・触法行為を伴うもの等、学校や竹富町教育委員会で解決が困難な場合には、八重山警察署や小浜駐在、中央児童相談所八重山分室等と連携して対応する。
- ・いじめられた児童生徒又はその保護者へは次のような支援を行う。
  - ① 徹底して児童生徒を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
  - ② 必要に応じていじめた児童生徒を別室で指導すること等で、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ③ 状況に応じて心理や福祉等の専門家をはじめ、外部の関係機関の協力を得て取り組む。

- ・いじめた児童生徒又はその保護者へは次のような指導・助言を行う。
  - ① 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家をはじめ、外部機関の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - ② 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ③ いじめた児童生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
  - ④ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童生徒及び家族のプライバシーには十分留意して対応する。
  - ⑤ 警察と連携した指導については、教育的配慮を十分に行い、いじめた児童生徒の健全な成長を促すことを目的とする。
- ・いじめが起きた集団に属する児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中でいじめに同調していた児童生徒に対しては、同調はいじめに荷担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局や八重山警察署の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、状態が安定しても見守りを続ける。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

## 〈竹富小中学校いじめ防止対策委員会組織図〉



## 〈いじめが発生した場合の組織的対応の流れ〉



### 5 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

・重大事態の意味について

- 一の例 ① 児童生徒が自殺を企図した場合            ③ 金品等に重大な被害を被った場合  
          ② 身体に重大な傷害を負った場合            ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

二の例 ① 年間30日以上欠席を目安として児童生徒が一定期間連続して欠席している場合も重大事態と判断する必要がある場合

その他 ① 児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。(国の方針)

・重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに竹富町教育委員会へ報告する。

・重大事態の調査

調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて竹富町教育委員会に判断を仰ぐ。

※第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。(国の方針)

・重大事態の調査組織

竹富町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査のための組織を設ける。

・重大事態の調査の実施にあたっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。また、事実に向き合う姿勢で調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

① いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

- a. いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、必要に応じて在籍する児童等や教職員に質問紙調査や聞き取り調査を行うなどする。  
b. 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめを止める。  
c. いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援を行う。

② いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

- a. いじめられた児童等の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査は、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を適切に行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

・いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する

① 竹富町教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明する。その際、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

② 学校が調査を行う場合は、内容・方法・実施時期などについて、竹富町教育委員会に必要な指導及び支援を仰ぐ。

・調査結果については、竹富町教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の対応についての留意事項

① 速やかに竹富町教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応して問題の解決にあたる。

② 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを校長が判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。

③ マスコミ対応が必要な事案が発生した場合は、対応の窓口を一本化して適切な対応に努める。